

【よくある質問】結婚式総合保険 新型コロナウイルス対応について

2020年4月3日

株式会社 あそしあ少額短期保険

新型コロナウイルス感染症が拡大している状況を受け、弊社結婚式総合保険にご加入いただいているお客様、これからの加入を検討していただいているお客様、弊社取引先様におかれましては何かとご心配のことと存じます。

また弊社としましても、一刻も早く事態が収束することを願っております。

そのような中ではございますが、新型コロナウイルス感染症拡大を受け、弊社にも結婚式総合保険の補償内容についてお問い合わせが増えております。

結婚式総合保険の補償内容で多くの問い合わせをいただいている内容について下記の通りまとめておりますので、あらためてご確認いただければと存じます。

記

【よくある質問】

質問1	政府要請のイベント自粛や都市閉鎖(ロックダウン)等が理由のキャンセルもしくは延期に伴うキャンセル料(延期料)は対象になりますか？(自己都合によるキャンセルも含む)
対象外となります。	
質問2	支払対象となる場合は、
■新型コロナウイルス感染症に関連してお支払いできるケースは以下となります。 ①ご本人(新郎新婦)の場合、死亡・7日以上継続入院(※)・医師による結婚式当日の自宅待機指示 ②新郎新婦の父母子の場合、死亡・7日以上継続入院(※) ③新郎新婦の兄弟姉妹の場合、死亡 ※検査のための入院または予定されていた入院等は含みません。 * 下記ケースは対象外となります。 (例)新郎新婦の祖父母の感染による死亡・7日以上入院は対象外/父母の結婚式当日の自宅待機指示は対象外	
質問3	日程変更する予定ですが、何か提出するものはありますか？
弊社宛に変更届出書の提出をお願いいたします。変更手数料等は掛かりません。 変更届は“重要事項説明”の最終頁にございます。(住所等の変更に関しても同様の書式で申請可能です) 重要事項説明が手元にない場合は下記の URL よりダウンロードしてご郵送ください。 https://www.associa-insurance.com/pdf/wedding_alteration.pdf (メールでの受付はしておりませんのでご容赦ください) 日程がまだ確定していない場合、確定後に上記の方法でお手続きをお願いいたします。 (当初の結婚式開催日を過ぎてから書面を提出する場合は、変更日がわかる書類も併せてお送りください)	
質問4	30日前を過ぎているのですが何とか加入できませんか？
ご加入は出来ません。申込加入の期限は結婚式開催日の30日前※ですので、ご容赦ください。 ※対面による代理店でのお申込み又は紹介店経由でお申込み頂いた場合。それ以外は結婚式開催日の45日前までにご加入が必要です。	
質問5	感染者に接触した可能性があるため、自宅待機していますが、補償の対象になりますか？
医師の指示以外での自宅待機は対象外となります。 ①医師以外の者による指示は該当しません。また入院と同様当該疾病に罹患している(その診断が下された)ことが必要です。 ②さらには、被保険者(新郎新婦)以外の親族(父母、子)に対する自宅待機指示も非該当です。	
質問6	海外に居住している場合や海外で挙式を挙げる場合でも加入できますか？
海外居住、海外挙式につきましてはご加入が出来ません。	

その他、ご不明な点等ございましたら、下記までお問い合わせください

<https://www.associa-insurance.com/contact/form.html>

以上